

# 令和8年度実施 岡山市公立学校教員採用候補者選考試験

## 大学等推薦特別選考実施要項

### 1 趣 旨

この要項は、令和8年度実施岡山市公立学校教員採用候補者選考試験において、大学、大学院又は教職大学院(以下「大学等」という。)からの推薦を受けた者(以下「受験者」という。)を対象として、第1次試験の教科等専門試験を免除する特別選考を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 推薦が可能な大学等

推薦する受験区分(教科)に相当する教諭一種(専修)普通免許状取得のための課程認定を受けている大学等

(例)中学校(小中連携推進枠)の音楽で出願する場合、小学校教諭一種(専修)普通免許状及び中学校教諭一種(専修)普通免許状(音楽)取得のための課程認定を受けている大学等となる。

### 3 推薦要件

以下の(1)から(7)の全ての要件を満たし、大学等が推薦する者。

(1)岡山市の教員として勤務することを第一志望とし、令和9年4月1日より勤務可能な者。

(本制度による採用候補者は大学院又は教職大学院(以下「大学院等」という)在学者及び大学院等進学予定者に対する特例(採用候補者名簿登録の有効期間の延長)の対象にはならない。)

(2)岡山市が求める教員像にふさわしい資質と能力を有し、学業成績が優秀な者。

(3)出願時に推薦が可能な大学等に在籍し、令和9年3月31日までに卒業(修了)見込みである者。

(4)出願した受験区分(教科)に該当する教諭一種(専修)普通免許状を所有する者(令和9年3月31日までに当該免許状を取得見込みの者を含む。)。

(5)地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項並びに学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しない者。

地方公務員法第16条(欠格条項)	学校教育法第9条	民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者
次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることとなるまでの者 (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられた者 (2) 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者 (3) 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者。(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの (2) 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの (3) 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

(6)平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告(心神耗弱を原因とするもの以外)を受けていない者。

(7)60歳未満(昭和42年4月2日以降に生まれた者)。

#### 4 推薦の対象となる受験区分及び教科

受験区分	教科
① 小学校	-
② 小学校[英語枠]	
③ 小学校[小中連携推進枠]	
④ 小学校[特別支援教育推進枠]	
⑤ 中学校	全教科
⑥ 中学校[小中連携推進枠]	
⑦ 中学校[特別支援教育推進枠]	

#### 5 推薦人数

小学校は、各大学等につき2名までとし、次の①から④のいずれかの受験区分から推薦する。

対象となる校種	大学	大学院	教職大学院
①小学校			
②小学校[英語枠]			
③小学校[小中連携推進枠]	2名まで	2名まで	2名まで
④小学校[特別支援教育推進枠]			

中学校は、各大学等につき国語、美術、技術、英語は2名まで、社会、数学、理科、音楽、家庭、保健体育は1名とし、次の⑤から⑦のいずれかの受験区分から推薦する。

対象となる校種・教科	大学	大学院	教職大学院
⑤中学校	国語、美術、技術、英語	各2名まで	各2名まで
	社会、数学、理科、音楽、家庭、保健体育	各1名	各1名
⑥中学校[小中連携推進枠]			
⑦中学校[特別支援教育推進枠]			

#### 6 推薦手続等

(1)推薦に係る提出書類(大学等が準備し提出するもの)

① 推薦書	・岡山市教育委員会教職員課ホームページからダウンロードし使用すること。 ・必ず両面印刷すること。
② 成績証明書	・大学等で定める様式による。 ・大学院又は教職大学院在学中の者は、大学の成績証明書も提出すること。
③ 返信用封筒 (特別選考結果通知用)	・長形3号(23.5cm×12cm)の大きさの封筒を1通。 ・郵便番号、送付先住所、大学等推薦の担当者又は担当課名を明記。 ・「簡易書留」と朱書し、460円分切手を貼ったもの。 ※6月中旬に特別選考の結果を大学等に通知するために使用するものであり、第1次試験等の結果通知送付とは異なる。

※第1次試験の結果通知を送付する返信用封筒については、受験者本人が、他の提出書類と一緒に用意し、岡山市教育委員会事務局学校教育部教職員課あて送付することとしている。

(2)推薦方法

推薦者は、受験者が在籍する大学等の学長、学部長又は研究科長とする。

大学等において、上記(1)①～③の書類を取りまとめ、岡山市教育委員会事務局学校教育部教職員課へ持参又は郵送すること。

郵送の場合は、封筒(33.2cm×24cmの角形2号)に「岡山市教員採用試験大学等推薦出願書類在中」と朱書し、簡易書留で郵送すること。

### (3)提出期間

令和8年4月1日(水)～5月15日(金) 午前8時30分から午後5時まで(土日・祝日を除く)

ただし、郵送の場合は、令和8年5月15日(金)の消印があるものまで有効。

※ 簡易書留で郵送せずに郵便事故に遭った場合の責任は負わない。

## 7 選考方法

- (1)推薦書等の内容を総合的に審査し、特別選考の対象者(第1次試験の教科等専門試験を免除し、個人面接を実施する者)を決定する。
- (2)大学等推薦特別選考の対象者にならなかった者は、一般的教員採用候補者選考試験の出願者として受け付け、第1次試験の教科等専門試験免除の措置は行わない。
- (3)特別選考の結果は、6月中旬に大学等へ通知する。
- (4)受験者へは、6月中旬に「受験票の発行通知」を登録された電子メールアドレス宛に送付するとともに選考結果を通知する。

## 8 その他

- (1)第1次試験及び第2次試験の選考結果は、受験者へ通知する。大学等は、受験者から報告を受けること。
- (2)この要項に示していない選考試験の日程、試験内容等については、3月に公表する「令和8年度実施岡山市公立学校教員採用候補者選考試験実施要項」に定める通りとする。

## 9 提出先及び問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市教育委員会事務局学校教育部教職員課

TEL(086)803-1563

ホームページ「岡山市 学校お仕事ナビ ～教員採用情報サイト～」

<https://www.city.okayama.jp/schoolnavi/>